

ノネコ譲渡に関するQ&A ～譲渡に関して～

NO	Question	Answer
1	譲渡申請方法を教えてください。	<p>奄美大島5市町村のホームページから申請書・誓約書を印刷し、ご記入ください。また、以下の提出物をご用意の上、申請書・誓約書と共に奄美大島ねこ対策協議会（奄美市役所環境対策課内）へご送付ください。</p> <p>①所得証明書 ②納税証明書 ③身分証のコピー ④証明写真3枚 ⑤飼育部屋の概要・写真 詳しくはホームページをご覧ください。</p>
2	譲渡の流れを教えてください。	<p>まず、譲渡申請を行っていただきます。（NO.1参照）申請後、審査会を開催し、認定の可否を審査します。審査の結果、認定される譲渡対象者となり、講習会を受講していただきます。（奄美大島に1度は来て頂く事になります。）</p> <p>その後、ネコとのマッチングの日程を調整し、マッチング後、譲渡となります。</p> <p>譲渡に当たっては、原則、不妊又は去勢手術とマイクロチップの装着を行ってから譲渡となります。やむえない事情がある場合は、不妊又は去勢手術をせず、マイクロチップの装着のみを行った後、お渡しする場合もございます。詳細は奄美大島ねこ対策協議会事務局へお問い合わせください。</p>
3	譲渡を受ける際、奄美大島には何度行かなければならないですか。	<p>譲渡前講習会を受ける際に1度来島していただく必要があります。ネコのマッチングは、奄美ノネコセンターで行いますが、やむ得ない場合は、第3者に委任をしてマッチングをしていただくことも可能です。</p> <p>委任をする際は、委任状と認定証のコピーと委任された方の顔写真入りの身分証のコピーの提出が必要となります。また、引き取りについては、原則として、奄美ノネコセンターで行いますが、やむ得ない場合は、空輸を行うことが可能です。（空輸費は、譲渡対象者の負担となります。）</p>
4	譲渡費用はいくらですか。	<p>譲渡の際は、マイクロチップの装着代金が必ず必要となります。その他空輸費用や治療費、飼育費がかかる場合があります。</p>
5	所得証明書・納税証明書はなぜ提出しなければならないのですか。	<p>ノネコはどのような病気を持っているか分からないこと、慣れるまで飼育に気を使わなければいけない可能性があること等から飼育にはしっかりした体制を整える必要があり、それには相応の経済的負担がかかります。</p> <p>また、昨今、多頭飼育崩壊や虐待、飼育放棄などの事件も発生していることから、最後まで責任を持って飼っていただける方に譲渡を行いたいと考えております。</p> <p>その際の審査基準として、提出をお願いしています。</p>

6	飼育部屋の概要や写真はなぜ提出をしなければならないのですか。	協議会では、譲渡を行う際にノネコの馴化を行っていません。そのため、人に慣れていないネコや室内飼育に慣れていないネコもいることから、ネコの逸走防止や完全室内飼育を行えるか、飼育に適した部屋を有しているか等を判断するために提出のお願いをしております。
7	個人情報の取り扱いはどのようになっていますか。	協議会事務局である奄美市個人情報保護条例に基づいて管理しております。
8	譲渡の努力がたりないのではないのでしょうか。	保健所における捕獲犬収容時の公示期間も参考にして収容期間は確保していると考えています。 また、ウイルス陽性個体も含めて、適切に情報提供しているほか、遠方等からの譲渡希望を考慮し、マッチングを第三者に委任することができるなど、譲渡の機会の確保に努めています。
9	写真などを公開すれば、譲渡希望者は増えるかと思いますが、情報公開をしてもられないのでしょうか。	現在SNS等で様々な情報が広まっております。その中には間違った情報も多く、間違った情報に基づくお問い合わせも多い状態で、業務に支障をきたしております。 詳しい情報公開を行うと今以上に計画の遂行や業務に支障が出る懸念されますので、現在のところ公開をする予定はありません。譲渡者には、週に1度収容されたノネコの写真を送付しています。

ノネコ捕獲に関するQ&A ～捕獲に関して～

NO	Question	Answer
1	捕獲はどこが行うのですか。	環境省が管轄で行っています。
2	捕獲はどこで行うのですか。	希少種が多い森林において捕獲を実施しています。
3	捕獲の方法は何ですか。	かごワナを使用します。 また、自動撮影カメラでモニタリングを行い、ノネコの生息状況を確認しながら、作業を進めています。
4	かごワナとカメラの台数はいくつですか。	かごワナは170基程度、自動撮影カメラは45台程度使用しています。
5	誘引餌は何を使っていますか。	現在は、キャットフードを使用しています。状況を見て検討・変更を行なっているところです。

ノネコに関するQ&A ～その他～

No	Question	Answer
1	現在、何頭のノネコがいるのですか。	奄美大島における森林内に生息するノネコの数は約600～1200頭(推定生息数)と推定されています。
2	安楽死を前提としてノネコの捕獲を進めるのですか。	管理計画に基づくノネコの捕獲は、安楽死を目的に捕獲するのではなく、奄美大島の希少種を含む生態系を守るために実施するものであり、捕獲した個体は、飼養を希望する者への譲渡に努めます。譲渡できなかった個体について、やむを得ず安楽死させることにしています。
3	引き取られなかった個体はいつ安楽殺されるのでしょうか。	個体毎の安楽死の処置の日程は、獣医師との調整などもあり、明らかにできません。
4	捕獲や安楽殺の結果の公表はしないのですか。	捕獲や譲渡等に関する情報は、定期的(月末等)にまとめたデータを新聞社等へ公表しています。
5	捕獲したノネコに、どのような検査を行うのですか。	捕獲したノネコは、奄美ノネコセンター(以下、「センター」という)において、基本的に全頭、ウイルス検査(猫エイズ・猫白血病)を行っています。

6	ウイルス検査陽性個体は譲渡するのですか。	<p>ウイルス検査陽性個体は、譲渡対象者が多頭飼育の場合、接触感染等により先住猫の生命を脅かす可能性や、逸走により何の責任もない他の飼養個体へのウイルスの拡散につながりかねないというリスクがあります。</p> <p>また、ウイルス検査陽性個体は様々な病気にかかりやすいとされており、すべての譲渡対象者が飼育経験が豊富で個体の体調変化等に対応できるとは限らないため、譲り受け後の譲渡対象者の経済的な負担の増加や終生飼養への不安などによる飼育放棄等の可能性も否定できません。このため、陽性個体であっても引き取りたいとの希望がある場合、個別の事情に照らして譲渡の可否を判断することとしています。</p>
7	奄美ノネコセンターの収容頭数は何頭ですか。	最大50匹となっています。
8	1週間程度の一時収容の期間は何を根拠に決めているのですか。	一時収容の期間は、ノネコ管理計画等に定める固定的な期間ではなく、保健所等での収容期間を調べたり、民間団体への意見を聞くなどを行い、総合的に検討し判断をしました。
9	収容頭数に満たない場合は、期限を延ばして飼い主が見つかるまで飼育してもらえないのですか。	協議会では捕獲された全てのノネコに譲渡の機会を与える方針をとっています。奄美ノネコセンターは、あくまで一時的な収容を想定した施設であり、収容期間は原則1週間程度としています。
10	飼い猫と思われるネコが捕獲された場合の対応方法を教えてください。	飼い主からの迷い猫の相談は、各市町村で随時受け付けております。捕獲された猫が飼い猫と判断された場合は、所有者確認のため市町村役場の掲示板にて公示を行います。

11	飼い主がいるかもしれない猫の公示期間がなぜ1週間なのですか。	保健所における保護犬収容時の公示期間にならって運用しているものです。
12	飼い主がいるかもしれない猫について公示しても所有者が分からない場合はどうなるのですか。	1週間公示後に所有者が判明しないネコについては、県が所有者不明ネコとして引き取ります。
13	アマミノクロウサギは生息数が増加していると聞いています。それなのになぜノネコを捕獲するのですか。	奄美大島はアマミノクロウサギだけではなく、その他の哺乳類や鳥類、爬虫類、昆虫類、植物など多くの固有種、希少種が生息しています。ノネコの糞からケナガネズミ、アマミトゲネズミ、アマミノクロウサギ等の希少種をはじめ、鳥類、は虫類などが捕殺されていることが判明しています。このようなノネコによる生態系への影響を防ぐため、ノネコの捕獲を行うものです。
14	アマミノクロウサギの死亡の原因は交通事故が一番多いのではないですか。その対策は行っているのですか。	島内の死亡個体のうち、死体が発見される個体はごく一部であり、発見されるのは道路が多く、森林内で個体が回収されても死因が特定できるものはわずかです。原因不明とした中でも体の一部だけ見つかるなどノネコ等の肉食性哺乳類による捕殺の可能性が疑われるものもありますが、特定には至らなかったものが含まれています。従って、ノネコによる死亡個体数として把握された個体は、実態のごく一部であり、実際にノネコ等の肉食性哺乳類に捕殺された個体の実数や割合はデータよりも高いと推察されます。また、交通事故対策として、道路上の減速帯の設置、交通事故防止キャンペーンなどを実施し、周知啓発に努めております。
15	徳之島が不妊去勢手術(TNR)を行って対策を行ったように奄美大島でもTNRができないのですか。	徳之島のアマミノクロウサギの生息域のネコは、TNRにより生息地で再放逐しているのではなく、捕獲後は飼養・譲渡により生息域から排除を行っております。その結果、アマミノクロウサギの生息環境が良くなっているものであり、TNRのみで現在の状況となっているものではありません。また、ノネコに不妊又は去勢手術を施し、再度森林内に戻しても、希少種を捕食してしまう可能性があり、解決にはなりません。なお、奄美大島5市町村および徳之島3町では、ノネコ発生源対策として野良猫を対象に不妊又は去勢手術(TNR)事業を行っています。